

愛媛県緊急地域雇用維持助成金の御案内

～ 雇用の維持を図る事業主を支援します ～

愛媛県では、雇用調整が地域経済に深刻な影響を及ぼす地域において、従業員の雇用維持に努力する事業主に助成金を支給して、雇用の安定や事業活動の継続を支援します。



～助成内容～

支給対象…南予地域*、久万高原町及び砥部町に所在する事業所で、従業員の雇用維持を図るため休業を実施し、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主
 *宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町

対象となる休業…令和4年度の助成対象は、令和4年3月1日以降に愛媛労働局長の支給決定があった「雇用調整助成金」に係る休業（教育訓練、出向は対象外）

助成金の額…国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成
 （1事業所当たり年100万円を上限）

	国支給率の区分	県助成金の額
大企業	2分の1の場合	国支給決定金額の 5分の1の額
中小企業	3分の2の場合	国支給決定金額の 20分の3の額

助成割合イメージ



○申請手続 「支給申請書」と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材課（封筒への住所記載不要）
 メールで申請される場合は、申請される前に下記メールアドレスまでご連絡ください。

○申請書類の入手方法 県ホームページからダウンロード
 （「愛媛県、維持助成金」で検索）